



福島医発第 461 号（地）

平成 24 年 5 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

「平成 24 年度介護報酬改定関連通知等の正誤について」の送付について

平成 24 年 4 月施行の介護報酬改定関連通知につきましては、平成 24 年 4 月 13 日付け福島医発第 197 号（地）「平成 24 年度介護報酬改定関連通知等の送付について」等において情報提供申し上げておりますが、今般、厚生労働省より介護報酬改定関連通知に係る正誤について日本医師会を通じて通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 当該正誤通知につきましても日本医師会ホームページ内に掲載されます。
- 2) 今回送付いたします添付資料は、介護報酬改定関連通知に係る正誤に関する通知並びに、介護報酬改定関連通知等の Q & A（vol. 3）に関する周知依頼であります。介護報酬改定関連通知等の Q & A（vol. 3）につきましては、平成 24 年 5 月 10 日付け福島医発第 424 号（地）「平成 24 年 4 月介護報酬改定関連通知等の送付について（その 3）」において、既に送付しておりますことを申し添えます。

掲載先：日本医師会ホームページ_メンバーズルーム_医療保険・介護保険_「平成 24 年 4 月介護報酬等の改定に関する資料」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/24kaitei/index.html>

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 蒲池 壽

(介 11)

平成 24 年 5 月 8 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久

「平成 24 年度介護報酬改定関連通知等の正誤について」の送付について

平成 24 年 4 月施行の介護報酬改定関連通知につきましては、本年 3 月 29 日付 (介 107)「平成 24 年 4 月 介護報酬改定関連通知等の送付について (その 1)」等にて情報提供申し上げておりますが、今般、厚生労働省より介護報酬改定関連通知に係る正誤について通知が発出されましたのでご送付申し上げます。

また、当該正誤通知につきましても本会ホームページ内に掲載いたします。

なお、今回送付いたします添付資料は、介護報酬改定関連通知に係る正誤に関する通知、並びに、介護報酬改定関連通知等の Q & A (vol. 3) に関する周知依頼文書であります。介護報酬改定関連通知等の Q & A (vol. 3) につきましては、本年 4 月 27 日付 (介 10)「平成 24 年 4 月介護報酬改定関連通知等の送付について (その 3)」にて、既に送付いたしております。

掲載先：日本医師会ホームページ_メンバーズルーム_医療保険・介護保険_

「平成 24 年 4 月介護報酬等の改定に関する資料」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/24kaitei/index.html>

記

(添付資料)

- ・平成 24 年度介護報酬改定関連通知及び事務連絡の送付について (その 3)
(老老発 0427 第 2 号 平 24. 4. 27 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発 0 4 2 7 第 2 号

平成 2 4 年 4 月 2 7 日

社団法人日本医師会会長

横倉 義武 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



平成 2 4 年度介護報酬改定関係通知及び事務連絡の送付について（その 3）

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の通知を平成 2 4 年 4 月 2 7 日付けで、別添の事務連絡を平成 2 4 年 4 月 2 5 日付けで各都道府県介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いいたします。



老介発0427第1号
老高発0427第1号
老振発0427第1号
老老発0427第1号
平成24年4月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

高齢者支援課長

振 興 課 長

老人保健課長

平成24年度介護報酬改定関連通知の正誤について

平成24年3月16日付けで通知した「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成24年3月16日老高発0316第1号・老振発0316第1号・老老発0316第5号）」及び平成24年3月29日付けで通知した「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約についての一部改正について（平成24年3月29日老介発0329第1号）」を別紙1から別紙9までのとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

ページ	段	行	誤	正
○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）				
41	右	終わりから14	<u>短期入所生活介護、</u>	(削除)
41	右	終わりから12	<u>、介護予防短期入所生活介護</u>	(削除)
58	右	終わりから7	<u>基準第九十三条第三項</u>	<u>基準第九十三条第五項</u>
67	右	終わりから11	<u>）。</u>	<u>）を用いる。</u>

ページ	段	行	誤	正
○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）				
18		1	十人	二十人
38	左・右	4	評価	評価等を行う。 なお、特定施設入居者生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に替えることができるものとする。 ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその三月ごとに一回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。 ⑤ 個別機能訓

				練に関する記録 (実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
--	--	--	--	--

ページ	段	行	誤	正
○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001老老発0317001老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）				
25	右	8	<u>短期入所生活介</u>	(削除)
25	右	10	<u>護、</u> <u>、介護予防短期入</u> <u>所生活介護</u>	(削除)

ページ	段	行	誤	正
○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）				
35	右	終わってから17	<u>通所介護介護</u>	<u>通所介護</u>
35	右	終わってから15	<u>注12</u>	<u>注10</u>
35	右	終わってから 5	<u>注12</u>	<u>注10</u>
36	右	15	<u>記録</u>	<u>記載</u>
36	左	終わってから 17	勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。	勤務年数とは、各月の前月の末日時点における勤務年数をいうものとする。具体的には、平成二十一年四月における勤続年数三年以上の者は、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。
36	右	終わってから 17	勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する	勤務年数とは、各月の前月の末日時点における勤務年数をいうものとする。具

他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。	体的には、平成二十一年四月における勤続年数三年以上の者は、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。
--	---

ページ	段	行	誤	正
○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）				
33		終わりから 7	<u>連携先指定訪問看護事業所</u>	<u>連携指定訪問看護事業所</u>
34		12	<u>連携訪問看護事業所</u>	<u>連携指定訪問看護事業所</u>
54	右	終わりから 6	<u>当該単独型・併設型認知症対応型通所生活介護</u>	<u>当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護</u>
55	右	6	<u>確保される要件を満たす限り</u>	<u>確保されている限り</u>
57	右	終わりから 3	<u>百十三号告示等第二号</u>	<u>百十三号告示第二号</u>
72	右	終わりから 4	<u>百十三号告示等第五号</u>	<u>百十三号告示第五号</u>
72	右	終わりから 3	<u>地域密着型研修通知</u>	<u>地域密着研修通知</u>

ページ	段	行	誤	正
○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）				
11	右	終わりから2	別紙13-1	別紙13
22	右	終わりから1	別紙13-1	別紙13
43	左	終わりから8	⑮ 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。	(削除)
43	右	終わりから8	⑮ 一部ユニット	(削除)

			ト型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること	
43	左・右	32	①⑥	①⑤
43	左・右	34	①⑦	①⑥
44	左・右	2	①⑧	①⑦
44	左・右	4	①⑨	①⑧
44	左・右	6	②⑩	①⑨
44	左・右	8	②⑪	②⑩
44	左・右	10	②⑫	②⑪
44	左・右	12	②⑬	②⑫
44	右	14	②⑭	②⑬

別紙1 (1-8)	「通所介護」の 「個別機能訓練 体制」	1 なし 2 あり	1 なし 3 加算 I 4 加算 II
別紙11	「4 栄養マネ ジメントの状 況」中「栄養ケ ア・マネジメン トに関わる者」 の表「医師」の 下		「歯科医師」を 追加
別紙12- 6 (2ペ ージ)	「日常生活継続 支援加算に係る 届出内容」中「入 所者の状況」の 表	別添参照	別添参照
別紙13	5 介護老人保 健施設（在宅強 化型）に係る届 出内容 ② ベッドの利 用状況	$\frac{\textcircled{4} \quad 30.4 \times}{(\textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 2}$ $\div \textcircled{3}$	$\frac{\textcircled{4} \quad 30.4 \times}{(\textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 2}$ $\div \textcircled{1}$
別紙13	6 在宅復帰・ 在宅療養支援機 能加算に係る届 出内容 ② ベッドの利 用状況	$\frac{\textcircled{4} \quad 30.4 \times}{(\textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 2}$ $\div \textcircled{3}$	$\frac{\textcircled{4} \quad 30.4 \times}{(\textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 2}$ $\div \textcircled{1}$

(誤)

○ 日常生活継続支援加算に係る届出内容

8. 入所者の状況及び介護福祉士の状況 ※介護老人福祉施設のみ	入所者の状況 (下欄の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載することで可)				
	①	入所者数		人	
	②	①のうち要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数		人	→ ①に占める②の割合が65%以上
	③	①のうち日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数		人	→ ①に占める③の割合が60%以上
	介護福祉士の割合				
	介護福祉士数	常勤換算	人	→ 介護福祉士数:入所者数が1:6以上	有・無

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設における状況を記載してください。

(正)

○ 日常生活継続支援加算に係る届出内容

8. 入所者の状況及び介護福祉士の状況 ※介護老人福祉施設のみ	入所者の状況 (下欄の①については必ず記載すること。②・③・④についてはいずれかを記載することで可)				
	①	入所者数		人	
	②	①のうち要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数		人	→ ①に占める②の割合が70%以上
	③	①のうち日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数		人	→ ①に占める③の割合が65%以上
	④	①のうち社会福祉士及び介護福祉士施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数		人	→ ①に占める④の割合が15%以上
介護福祉士の割合					
	介護福祉士数	常勤換算	人	→ 介護福祉士数:入所者数が1:6以上	有・無

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設における状況を記載してください。

ページ	段	行	誤	正
○ 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）				
17	右	11	日割り計算用サービスコードがない加算は除く。	日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。
別表 2		項番 2	<u>、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス</u>	(削除)
		項番 3	<u>、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス</u>	(削除)
		項番 5	<u>、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス</u>	(削除)
		項番 6	<u>、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス</u>	(削除)
		項番 12	<u>、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>	(削除)

項番 1 3	、定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護	(削除)
項番 1 4	、介護予防小規模 多機能型居宅介護 及び複合型サービ ス	及び介護予防小 規模多機能型居 宅介護

ページ	段	行	誤	正
○ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月30日老企第55号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）				
1		題名	○訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月3日老企第55号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	○訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月30日老企第55号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

ページ	段	行	誤	正
○ 公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について（平成12年4月20日老介第3号 厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）				
2	左	終わってから8	<u>4 原爆被爆者が</u> <u>介護保険法第40</u> <u>条第3号に掲げる</u> <u>地域密着型介護サ</u> <u>ービス費の支給に</u> <u>係る以下の指定地</u> <u>域密着型介護サー</u> <u>ビスを受けた場合</u> <u>に、当該原爆被爆</u> <u>者が当該指定地域</u> <u>密着型介護サービ</u> <u>スについてなお負</u> <u>担すべき額</u> <u>（地域密着型介護</u> <u>サービス費用基準</u> <u>額の100分の1</u> <u>0に相当する額）</u> <u>（1）定期巡回</u> <u>・随時対応型訪問</u> <u>介護看護</u> <u>（2）複合型サ</u> <u>ービス</u>	(削除)
2	右	終わってから8	(新設)	(削除)